

京都市子ども・子育て会議 第2回幼児教育・保育部会

会議録

日 時	平成26年2月20日(木) 17:00~19:30	
場 所	京都府医師会館3階 310会議室	
出席者	委員	天野珠路委員, 安藤和彦委員, 一村大輔委員, 井上直樹委員, 柿沼平太郎委員, 加藤和子委員, 河嶋喜矩子委員, 川島由里子委員, 熊谷知子委員, 白井敞子委員, 中武由美子委員, 中西拓委員, 藤木恵委員, 藤本明弘委員, 升光泰雄委員, 丸橋泰子委員, 矢島里美委員, 吉田正幸委員
	特別委員	阪井一代委員
欠席者	委員	石垣一也委員, 畑奈津子委員, 畑山博委員
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 前部会の質問に対する回答等 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「京都市子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育の量の見込みについて(審議) (2) 地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域及び量の見込みについて(審議) (3) 施設・事業の認可基準等について(審議) 	

○廣瀬施設整備担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第2回京都市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保育課施設整備担当課長の廣瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、委員の皆様には事務局から一言お詫びがございます。本日の会議に当たりまして事前に資料を送付させていただくべきところではございましたが、準備の都合上、事前を送付することができませんでした。前回の会議の際にも事前送付に努めると申上げたところでございますが、今回も当日の席上配布となりましたことをお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

また、本日はお手元の資料の座席表の次に質問票をまた配布させていただいております。資料が当日配布となりましたため、会議の終了後に何か御質問がお有りという場合もあるかと思っておりますので、そうしたときはこの質問票に御記入の上、事務局宛てに送付をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の白澤から御挨拶申し上げます。

○白澤保育課長

皆様、こんにちは。保育課長の白澤でございます。前回の第1回幼児教育・保育部会につきまして、皆様に御意見をいただきましてありがとうございます。また、本日は第2回ということで、このように多くの方に御参加いただきましてありがとうございます。遠いところからお越しの委員の方もいらっしゃいますけれども、有意義な会議の場にしていきたいと考えております。さて、先日新聞報道等で御覧いただいたかと思っておりますけれども、国の方でも新たな新制度に向けて色々と議論が進められております。その中で保育の量の拡大とか、職員配置の質の改善等について議論していく中で、財源について4千億円ほど足りないのではないかというような報道もございました。これにつきまして、国の方でも今財源確保に向けて色々と知恵を絞っているところであるかと思っております。ただ本市におきましては、そういった中、この場で第1回でも御議論いただきましたように幼児教育・保育の量の見込みを確定していくということと、また施設・事業の認可基準についても一定御議論いただいた上で固めて参りたいと考えております。非常にタイトなスケジュールの中で、皆様には御苦勞をおかけすることになりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。また本日も新たに地域子ども・子育て支援事業についての説明と、提供区域、または量の見込みについて御説明したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、これで私の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

す。

○廣瀬施設整備担当課長

それでは、本日の会議でございますが、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いいたしております。阪井委員、中武委員におかれましては、所用のため少し遅れられるという連絡をいただいております。また、石垣委員及び畑委員、それから畑山委員におかれましては所要のため御欠席ということで御連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、現時点で、委員22名中17名の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に議事に入ります前に資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお手元には本日の資料といたしまして、次第の下半分に箱書きで配布資料一覧とありますが、ここにありますとおり資料1-1から資料3まで、及び参考資料の一式を準備させていただいております。資料がそれぞれクリップ留めになっているかと思っておりますので、御確認いただきまして、御不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、これ以降、私の方で進めさせていただきたいと思いますが、まずちょっと最初に時間的なことを、お伝えをしておきたいと思っております。本日の会議は19時までということになっておりますが、本日の審議内容が盛りだくさんに組まれておりますので、委員の皆様には延長する可能性があることを事前にお知りおきいただきたいと思っております。ただし会場の都合上、19時30分頃には会議を終了したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この限られた時間の中で審議を進めていくために、効率的な議事運営にお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。また本部会は「京都市子ども・子育て会議条例」第7条の規定に基づき、「幼児教育・保育の量の見込み」や「提供体制の確保の内容及び時期」、「施設・事業の認可基準等」などについて、検討するために設置されております。このようなことについて集中して審議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。議題に入る前に、前回の第1回の部会において、委員の皆様には質問票を配布させていただきましたところ、委員の方から御質問及び御意見をいただいておりますので、事務局の方から御回答をお願いしたいと思っております。

1 前部会の質問に対する回答等について

事務局（白澤 保育課長、有澤 学校指導課担当課長）から、「第1回 幼児教育・保育部会の質問について」を用いて、質問番号1、2について回答。

○安藤部会長

ありがとうございました。そういう回答を今、していただいたわけですが、3番目、4番目については回答欄が空いております。3番目の質問ですが、「また、先日の会議で委員さんが保育と一緒にしてもらったら困るというような発言があり、根本的に幼稚園と保育園の考え方は違うのでしょうか。」というお尋ねなのですが、ここはやはり幼稚園、保育園関係の皆さん方、いかがでしょうか。

○矢島委員

少し意味が分からないのですけれども、私は保育園の立場で、制度上の違いは幼稚園と保育園と確かにあるのですけれども、現場で実践している保育であるとか、教育であるとかは変わりが無いという風に思いながら、それを信じて日々保育をさせていただいております。

○安藤部会長

はい、では幼稚園関係の方。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。議事録を送っていただきましてありがとうございました。発言がえらい多かったと反省しているのですけれども、すいません。私が言ったのかなど。でも、こういうことをもし私が言ったと捕らえておられるなら、ちょっと全然違うということalmazまずお伝えしておかなければいけないと思っています。今矢島先生がおっしゃっていたとおりにかなど。子どもを基本に置けば、現場で子どもに向き合うときには、もちろん保育所保育指針、幼稚園教育要領と決められているものは違いますけれども、基本的には現場ではやはり子どもを中心にしっかりと向き合うということは一緒ですね。ただ今回の制度において、この制度においてやはりあまりにも子どものことが、発達、育ちというものが議論されないまま、仕組みばかりが議論されるというのは、これはいかがなものかなと。もちろん必要のある人に対しての手厚いケアというのがいるけれども、やはりそれはまずは子どもの育ち、そして親が親として育つところを支援していくということを大事にしたいな、というようなことを言ったつもりですので、別に真っ向から幼稚園と保育園は違うのですよということは基本的には一切思っておりません。

○安藤部会長

今それぞれのお立場からお話してもらったのですけれども、他に委員の方でおられませんかでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、4番目の質問に入らせていただきたいと思います。「会議を通して、事業計画策定の為に必要な議論で、教育・保育施策、各委員の想いの議論を分けて進めないといけないと思っています。そして、施設単独で行う部分と施設間で行う必要のある部分、行政とのタイアップで行う部分の議論整理が必要だと思っています。」という御意見を頂戴しているのですが、4番目について何か御意見ございますでしょうか。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。私が第1回でちょっと出したところですが、やはりタイトなスケジュールになっている中で、ニーズ調査を行って事業計画を立てていく、そして数値の方が出てくるので、それがこの京都市の子どもを育てられている親御さんたちの思いであったりとか、希望であったり、それら全てを反映させて、子どもを親から引き離すべきではないとか、そういう議論があるかと思うのですが、そこを対応していく必要は、事業計画を立てなければいけないし、後ろの部分が詰まっていますので、ここの部分と、後はその上で研修制度をどうしていくとか、幼保連携どうしていくとか、また社会的養護の部分であったりとか、そういう部分は分けて整理していく必要があるのかなと思います。また、その下の部分なのですけれども、施設単独で行っていく、例えばお金がつくような部分であったり、また預かり保育をやるとか一時預かりを使うとか、そういう部分と、また先ほど言ったように幼保連携の部分、それから技術的に解決できる問題であったり、また京都市単独で研修制度を作っていく、そういう部分を全て分けて、少し整理が必要なのかなと思ったので、このようにちょっと意見を述べさせていただきました。色々な部分があるかと思うのですが、やることは待ってはられない部分もあるかと思うので、そのようにみなさん協力していただければと思います。

○安藤部会長

今、補足をしていただいたのですが、これを含めながら前へ進めていきたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。それでは、本日の進行について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○白澤保育課長

それでは本日の進行についてでございますけれども、次第の方にありますように、まず、資料1-1から1-4について、『「京都市子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育の量の見込みについて』の御審議をいただきます。続きまして資料2-1から2-5の『地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域及び量の見込みについて』を御審議いただく予定にしております。最後に、資料3の『施設・事業の認可基準等について』御審議いただくという流れで考えております。

○安藤部会長

ありがとうございます。それでは、まず、1番目の『「京都市子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育の量の見込みについて』、事務局から説明をお願いしたいと思います。

2 「京都市子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育の量の見込みについて

事務局（白澤 保育課長）から、資料1-1～資料1-4を用いて、「京都市子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育の量の見込みについて説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。今、資料1-1から1-4を使って説明をしていただいたのですが、ただいまの議題につきまして御質問がございますでしょうか。お有りでしたら、お願いいたします。なお、発言に当たりましてはまずお名前をお願いしたいと思います。

○吉田委員

確認でございますが、資料1-1の1枚目のページで、①の下の丸3つの2つ目のところで、20年度の推計で42.4%が、25年度実際には42.5%とほぼ正確だったということでございますが、一方でこの補足の資料になるけれども、参考資料1-4の方で、2ページ、3ページに、2ページは下半分の要保育率の算出というところで、一番右側に要保育率があって、0,1,2歳児が42.3%と。それから3ページが、上の計画期間最終年度ということで、なぜか0.1ポイント違うのですが、42.2%となっていて、この0.1の違いはともかくとして、25年度の実績値は42.5%に対して、31年度、最終年度で、このように42.2、ないし42.3となっているのは、これはどういう風に理解すればいいのでしょうか。

○白澤保育課長

小数点以下の若干の違いにつきましては、計算の途中で出てきました縦計と、実際合計欄での数値を算定したときの違いによる部分ですので、基本的には差はないのかなと考えております。

○吉田委員

そうではなくて、25年度の保育利用率なのですよ、42.5%というのは。それとこの後の資料で出ている要保育率は何か違うのですか。

○白澤保育課長

要保育率につきましては、今後必要な保育児童数というのを見込んだ数値になっておりますけれども、資料1-1でお示ししています42.5%といたしますのは、実際の保育所等に入所している方の入所率を表した数値になっておりますので、そこが若干違っているかと思えます。また、42.5%につきましては0歳から5歳までのお子さん、資料1-4の42.3%というのは0歳から2歳のお子さんということで、若干違う数が入っております。

○吉田委員

ああ、0～5歳ですかね、25年度実績値は。ちなみに25年度実績値で0,1,2歳児の保育利用率がもし分かれば、教えていただけるとありがたいのですが。

○白澤保育課長

実際の利用児童数の実績値は35.9%になっております。それと、3歳から5歳の実績でいいますと、50.4%になっております。その数値が資料1-4の最終ページのところに出ているのですけれども、そこで上が0～2歳児の数値ということで、中ほどに利用児童数の実績値というのが35.9%という風に表わされております。また3歳から5歳児について、中ほどのところで保育利用児童数の実績値ということで50.4%という

ことで書かせていただいております。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。行政の、京都市の方にお聞きしたいのですが、資料1-1で平成20年度のニーズ調査を基に考えたら、ニーズ調査自体妥当性があるという、数値的なものとしておっしゃる。このようにニーズ調査自体がどうなのかなと私は思いますけれども、妥当性があるということは、京都市としてはこの出てきたニーズにしっかりと応えていく計画を作ろうとまずお考えなのか、その点が1点。

○白澤保育課長

今回見込み量を算定いたしましたら、また今後4月以降に提供体制の御審議をいただくことになるのですが、そこでしっかりと応えていけるように考えていきたいと考えております。

○藤本委員

ということは、ある程度これに答えていくという方向ということですね。それを踏まえてなのですが、保育園の先生方や、安藤先生は養成大学に関わっておられるお立場ですが、お聞きしたいのは、私も今どこに説明がいつているかよく分からないまま、何かこれ今ここを説明していますみたいなことをどなたかがやっていたかとかしないところを見ていか分からない。通し番号を打つとかね。ちょっとこれ、どこを説明されているのか分からない。見間違いだったら申し訳ないのですが、例えば0歳でいうとどうなのですか、将来的には資料1-1の4ページのとおり、最終的に37.3%ということになるのですか、要保育児童数。いわゆる0歳児の37.3%が施設で保育を受けるということで理解していいのですね。

○白澤保育課長

そのとおりです。

○藤本委員

これを御覧になって、例えば保育園の先生方、京都市の0歳児の37.3%が保育園なり、幼稚園が受け皿になる。安藤先生には、これだけの保育士というのが、質の高い保育士が本当に確保できるのか、それをそれぞれお聞きしたいです。

○安藤部会長

御指名ですので。養成そのものについて言えば、量的な問題と質的な問題と両方あるのですが、まず実際質的な問題について言えば、徐々に上げる努力はしております。量的な問題については、ニーズと、それから供給との関係が、それぞれ大きな壁に今なっていると思いますので、その点については養成校1人がどう踏ん張ったということではなくて、全体で意見交換をしていかないと、それは厚い壁が出てくるのではないかなという風に思っております。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。藤本先生からの質問の前に、ちょっと確認だけ

なのですが、平成25年度の保育の人数は定員外も全て含んだ人数であるということ、昼間里親さんとか小規模さん、全ての保育を受けておられる方の人数だということですね。

○白澤保育課長

はい、そのとおりです。

○井上委員

で、先ほど藤本先生がおっしゃいましたように、31年度では37.3%と。それは0歳児の話だったかな。今よりもかなり数値的には増える見込みということでございます。確かにわれわれ保育園でも0歳児さんの途中入所というのは非常に多くて体制自体が大変になっていますし、同時に0歳児さんをたくさん入れますので、1歳児さん、2歳児さんが入れない。だから余計に1歳児、2歳児さんの待機児が多いという現象が現実的に起きているわけですから、もしこういう数値が将来的に見込まれるのならば、根本的な何か、保育というものを見直さなければならぬ面もあるのかなということを感じます。私、あまりにも数値がすごいのでちょっとびっくりしているのが本音でございます。

○藤本委員

今お話伺ったように、保育園の方もやっぱりそういう受け止めをされるなという風に思いました。それから後安藤先生もおっしゃったように、ただ私の知る中で幼稚園でも求人を出してもなかなかいらっしやらない。保育園はどうかかなと思ったら、保育園だって京都市は、本当に養成大学もいっぱいできました。いっぱいできましたけれども、学生さんは増えますけれども、全然足りません。540人0歳が増えたら、3で割ったら180人以上。これどうするのかと思いますね。この辺を、これが現実なのですよ、現実。じゃあ、このニーズ調査で出てきた人数をどうするのかっていうのを単に数字合わせだけでは、とてもじゃないけれども保育の質は担保できないし、現場だってひいひい本当に今でも大変な努力をされていますけれども、この辺りが確かにニーズ調査は妥当だと、数値的には妥当ですよとおっしゃったところなのでしょうけれども、本当に計画を盛り込んでいくことが市長さんのおっしゃる京都ならでは、やっぱり京都で子育てをして良かったという風になるかというところ。スケジュールが決まっていて進めていかないといけないという風にいろんなときにはそのカードを切られるようではね、これじゃあ本当に子どもたちが37%の子どもたちが0歳から施設に預けられるという市が、日本で一番豊かなのかなと。真剣に考えたときにどうなのですかね。行政の方に言っても仕方がないのかもしれませんが。

○矢島委員

今の御発言のことなのですけれども、0歳を保育することがいけないことなのでしょう。そういう風なニュアンスの御発言に受け取れたのですが。乳児保育は、それは家庭で育児される方が幸せな子どももいれば、施設で保育されている方が幸せな子どももいれば、ケースバイケースだと思うのです。ですから、一概に乳児保育が社会的に良くないという風なお考えの基で御発言されるのは、現実私も0歳児から保育をさせていただいている

者としては、ちょっとこう納得がいかない部分ではあります。保育の質の担保というお話がありましたけれども、それは確かに人材不足であるのは京都に限らず、日本全国の中でも人材不足であるということが大きな悩みの1つになっていると思いますけれども、それは0歳だから質が必要である、幼児だから質が必要でないということではなくて、0歳から5歳まで含めてやはり質の高い保育を目指していかなければいけないと私は思っていますので、御発言に対して意見を出させていただきました。

○藤木委員

藤木と申します。出生率からして、やはり障害者も毎年同じぐらい生まれてくると思うのです。やはりそれも育児、教育において早期発見、早期治療といいまして、そういう施設も、障害者の通所の施設もあるのですけれども、やはり健康なお子さんと一緒に過ごさせたいとって並行通園というのがありますね。やはりそのときに人材確保ですか、その子のための加配数というのですか、普通のお子さんと違って、たくさん加配されるので、人数の確保が大変だからとか言って、何か気持ちよく受付けてもらえないということも聞きますし、そういうところで、それと専門的な発達障害とかそういうところにおいては、そういうことの知識を持った指導員といいますか保育士さんというのがいたらいいなと思いますけれども。

○丸橋委員

NPO法人子育て支援コミュニティおふいすパワーアップの代表の丸橋です。うちの団体はなんといっても母親の就職支援をしている団体ですので、いつも感じることは本当に現場の保育士の先生、幼稚園の先生自体が子どもを産んでどれだけ続けられるのか。というのが、まだまだびっくりするぐらい結婚退職あるのです。もちろん出産退職多いです。自分の子どもが預けられないからといって、そういう相談にね、そういう人たちが来るというのは、私はそれをたくさん受けている立場として、なんなのだ、これはと。本当に一番大事な人たちの預け先も確保できないというか、それで職場からおさらばだ、というような、ある意味すごい状況もあるなど。戻りたくても戻れない。本当に大変な状況がある中で、こういう会議がある中で、絶対にその場を、絶対働きたい方の場を確保することは、大事なことのじゃないかなと。一番大事なところを進めていきたいということが当事者団体としての声です。よろしく申し上げます。

○吉田委員

なかなか白熱かどうか分かりませんが、真剣な御意見をいただいたとは思いますが、今日の会議の第1議題というのは、保護者の方がこのボリュームのある大変なものを取りあえず一生懸命御回答いただいた。その回答に基づいてまずは粛々とデータを、これは国がルールを決めていますので、法律に基づいたルールですので誤りないですけれども、今色々出た御議論で大事な部分はこういう量の見込みに対して、じゃあ京都市としてどういう供給をするかというのは、これはおそらく次回以降の会議のテーマだと私は思っていますので、1つは議事に焦点を当てた議論をしていただきたいということと、保育士、あるいは

幼稚園教諭の人材確保のことはかなり深刻化するとは思っていますが、色々ニュアンスが、色々な捕らえ方があるということをお私は心配しているので、保育者が確保できないからこのニーズは抑えなければいけないとか、そういう話のものではそもそもないので、そして逆にじゃあどうやって必要となる所に保育士人材を確保するかというのは、これは別の戦略を当然立てるべきで、供給体制の整備の中で考えるべきであると思っています。少し分けた御議論をいただいて、とにかくこの一生懸命御回答いただいたものを、データに基づいて、一応こういう数字が出てきたと。そして先ほども御説明あったように、これが全てではなくて、この需要の見込みに対して今後どういう供給体制を取るのかということと同時に、これは全国どこもそうですが、需要の見込みはこのデータに基づいても実際にそうなるという保証は確かにはないので、高めに出たり低めに出たり、それを当然調整しなければいけない。そのためにさっき御説明あったように毎年、毎年度点検・評価をして、軌道修正して質が改善するという事で、ましてやこの新しい制度は初めてですから、最初から全てがこうきちっときれいにいくわけではないので、そこで詰めてしまうとまとまる話もまとまらないので、大きなラフな骨格をきっちり押さえながら、しかし必要に応じて柔軟な修正をして、かつ年度ごと、あるいはもっと早くてもいいかもしれませんが、当然実態とかい離すればそれは当然見直していくべきであろうという風に思いますので、そういう焦点で御議論いただければという風に思います。

○升光委員

思いではなくて、ニーズ調査が議題ですので、ニーズ調査を踏まえた量の見込みをみんな確認できたらと思いますが、その20年度の推計要保育率が25年度の実績とほぼ一緒だったという結果を踏まえて、ニーズ調査の結果が今後の量の見込みにということだったと思うのですが、20年度に推計したとき、今回のニーズ調査で量の見込みを出したときの、時代の流れの中で多分量の見込みの出し方が違うところがあるのではないかと思います。その急激な社会変化というのがあるのでしようけれども、私たちは素人なので統計学とかは分かりませんが、かいつまんでというか、一番特徴的な、ニーズ調査を受けて量の見込みを算定していった、推計していった、今回の特徴的なことは何なのかをちょっと教えていただきたいということと、それからもう1つあったけれども忘れてしまいました。ちょっとそこを教えていただくと、みんな量の見込みが出されてきたときにどうなのかということを確認していくときの基準というか、お願いします。

○白澤保育課長

今回資料1-1の中で前回の調査結果の数値を出させていただいたのも、前回本当に今回のニーズ調査結果を踏まえて考えていくことが適当なのかという御議論がございましたので、今回参考に挙げさせていただいたところです。ただこれが本当に近い数字になったので挙げているのですが、これだけでニーズ調査結果が正しいと言っているわけではなくて、総合的に判断させていただいてということで、今回出させていただいております。その点は御理解いただきたいと思います。先ほど前回と違うような内容のところについてと

いう御質問なのですけれども、前回の調査したときの状況でいいますと、就労時間の考え方が週64時間というのを基本にしていたのですが、今回につきましては週48時間という就労時間を一定目安にしております。その点が若干違ってくるかなというところがあります。

○升光委員

その前回と違うところで、どのくらい48時間になったことによって、保育の量の見込みがどんな風変わったという資料はどこかにあるのでしょうか。

○白澤保育課長

詳細について比較したものは今のところ持ってはいないのですけれども、あくまで参考ということであげさせていただいたというところがございます。

○升光委員

それからもう1つだけ、ごめんなさい。ニーズ調査の結果のところでお聞きしたらよかったですけれども、潜在的な要保育のその潜在的というのは、ニーズ調査のどういう部分を反映させて、潜在的という形で取られているのか教えてください。

○白澤保育課長

実際保育を利用されていない方でも将来就労を希望される方とかという部分を見込んでおります。それを一定の期間内に就労するおつもりがあるとかいった方の分を潜在的な保護者の状況を踏まえた利用需要ということで見込んでいます。こちらは資料1-4を御覧いただいた方がいいかと思えます。資料1-4の推定手順②のところ、潜在的な要保育児童というのを点線書きで書かせていただいておりますので、この部分を潜在的な要保育児童ということで見込んで書かせていただいているところです。

○藤本委員

ちょっとまた話がずれるかもしれませんが、矢島先生から御指摘いただいた部分で、ちょっと言葉が足りなかったかもしれないと反省しています。別に私は0歳児の保育を全く否定しているつもりはありませんし、現場で頑張っておられる、0歳を本当に家庭に代わって保育をされている方々はすごいなという風に尊敬申し上げます。ただ申し上げたかったのはとにかくやっぱり事業所、施設、幼稚園、保育園だけが当事者じゃないということ、これは指針にも支援法にも書かれているわけですよ。だからそのところを、やっぱり0歳の子どもが生まれて、1年間ぐらい、2年間ぐらいは何とか家庭で育てられるような国の方が私はいいのかなと思っています。ですから、4割近い0歳児がどうしても預かってもらわないと、働かないと生活できないというようなことは本当に豊かなのかなということをお願いしたいです。それからもう1つ、もちろん吉田委員がおっしゃったことも良く分かるのですが、そうするとこの今の審議というのはですね、何をいったい審議したらいいのかということが私は分からないのです。つまりこうしてニーズ調査が出てきました。量の見込みが出ています。これに対して、色々妥当性もおっしゃる。客観的データですと。それをどういう風に、じゃあ何をここで、皆さんで言えばいいのか。その

ことが分からないなというのと、それから、ここで言うことじゃないかもしれませんがけれども、私たち私立幼稚園も決してこのことについて、つまり仕事をしたいという保護者、そしてそのためにどこかに預かってもらわないといけない子どもたちを全く私たちは全然無責任にするつもりはありません。私立幼稚園としてしっかりとやはり社会の役割にきちんと応えていきたいというのは思っていますし、今8割以上の幼稚園がやっている京都市内の預かり保育も、先ほどもありましたけれども、更に次年度から充実をさせてですね、具体的には1,600人という人数を出されましたけれども、できるだけその人数に届くように、私立幼稚園としても、もちろん今3,4,5歳ということにはなりますけれども、できるだけその役割は果たしていきたいなという風に、これは別に私が個人的に言っているのではなくて、色々な組織のときに、皆さん会員にも呼び掛けて確認をしているところなので、多くの市内の園は理解をしてもらっているのではないかなという風に思っています。

○白井委員

いつもお世話になっております、京都市昼間里親連絡会の白井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。先ほど御議論されている中で、現行の量優先に定義しているというところでみなさん御議論あるのかなという風に思わせていただいております。このように膨大な大変貴重な資料を拝見して、大変ありがたく思っ感謝をしているところなのですけれども、先ほどから0歳児のことについて論議がございましたので述べさせていただきたいと思ひます。実は私ども京都市昼間里親と申しますのは、母子保健法と児童福祉法に関連してそれを根拠に、生後8週間後、57日目から、かつては6週間後の43日目からの乳児の健全な保育と、そして産後間もなく職場復帰されるお母様方を実家の親の家庭感で支えて参りました。実績が63年間あるのですね。これは京都市だけなのです。全国で唯一専門性の高い乳児期前半、生後5箇月未満を乳児期前半と申し上げますよね、発達上ですよ。その乳児期前半の保育を行ってきた実績があるわけです。この非常に高い保育環境と育児環境を整えるだけでなくでですね、必要に応じて昼間里親における乳児期前半からの家庭のぬくもりある保育を行っているというところなのです。親と子の真実の愛、親と子が離れていたらおっぱいも張ってくるわけです。泣いている時間があつたら張ってくるわけです。そこをですね、真実の愛に焦点を当てて、お子さんの代弁者として本当に子どもさんの最善の利益のために御提言申し上げているということがありますが、やっぱり今の現行制度は親のしんどさだけを取り除くことに重点が置かれていると。本来最も大切な子どもさんの幸せ、精神発達が抜けているのではないかという風に、前回母子保健・思春期保健部会の方で申上げました。母子保健の方でも申上げたのですけれども、これは絶対に日本は潰れると。こんなに待機児童ゼロ、ゼロ、ゼロとおっしゃっていますけれども、これが1つじゃなくて、皆さんが横断的な支援を、本当に喫緊の課題だと思っていますので、私が京都市未来まちづくり100人委員会で5年前に提言させていただいた。それからもう5年も経っているわけですよ。何ももちが明かない。そしてますます今まだ皆、待

機児童ゼロ、ゼロ、ゼロとおっしゃっている。少子化対策の有効策が何も論じられていないということをお大変危惧をしておりますので、次回の全体会議にはぜひ提言させていただきたいと思っておりますので、皆様どうぞお楽しみになさってください。よろしくお願い申し上げます。

○安藤部会長

申し訳ないですけども、時間の加減がありましてこのぐらいにします。今の審議はこの辺りでまとめたいと思いますが、もちろんその他の議題終了後、時間がありましたら改めて御質問の時間を取りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。「地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域及び量の見込みについて」、資料2に基づいて事務局から説明をお願いしたいと思います。

3 地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域及び量の見込みについて

事務局（白澤 保育課長，澤井 企画・民営保育園担当課長，有澤 学校指導課担当課長）から、資料2-1～資料2-6を用いて、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域及び量の見込みについて説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。資料2を使って、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域及び量の見込みについて事務局から説明をしていただいたのですが、これについて何か御質問等ございますでしょうか。

○一村委員

市民委員の一村です。よろしくお願いいたします。病児保育について、感想と意見を述べさせていただきます。私の家は子どもが3人おまして、幼児以外も2人いるのですが、共働きのため、病気になりますと病児保育を利用しないといけない状況なのですが、やはりこの中で1番頼りになるのはこだちさんなのですが、大体利用が前日の15時から電話の受付が始まるのですが、まず繋がらない。私と家内で携帯を2台駆使してリダイヤルを約50回ぐらいして、電話線が1本しかないのもそれは仕方がないのですが、繋がったときにはもうキャンセル待ち何番目ですと言われてほぼ利用はできないと。まるで有名コンサートチケットを取るような感じで、極めて困難な状況です。病気は突然やってきます。仕事はそのとき病気だからと休める場合と休めない場合があります。この見込みに対して、先ほど事務局の方の発言でちょっと気になったのが、休んだ方ははじいているという風におっしゃられたのですが、それは自発的に休んでいるのではなくて、病児保育に入れられないからやむを得ず休んでいる方もいらっしゃると思うので、おそらく私は、これは作れば作るほど利用者がどんどん増えてくると思います。なぜならば利用料金が、ここには書いてないのですが、1日預けて2千円なのですね。これが民間のいわゆる病児保育ですと大体1時間千円とか、あるいは登録するだけで月3万円と

か、それぐらいかかるのです。それに対してこだちさんとかの場合は非常に利用料が、言ったら悪いですが、リーズナブルというか、そういう意味で人気が高いということもあると思うのです。やはりそういう意味でも今後、先ほどの（１）の議題とも関わりますけれども、保育所が増えてくる、ましてや乳児の預かりが増えてくるとなると、０歳児、１歳児が発熱するというおそれはほぼ１００％といっても間違いではないくらい病気になると思います。そのときに例えばインフルエンザであれば、１週間登園停止なのです。それで１週間会社休めるかという、そんな会社はどこにもないわけで、そういうところをやはりケアしていくのは保育所とかと同時に極めて重要なところだと思いますので、この見込みはぜひもっと多めにというか、たくさん考えてこだちのような病児保育をぜひたくさん作っていただきたいというのが私の願いです。ぜひよろしくお願いいたします。

○吉田委員

先ほどの御質問と併せてお願いしたいと思います。１つは、利用者支援に関する事業が、管轄区域が１４ということですが、これは利用者がいわゆる保育の必要性の認定、保育認定を申請する窓口であるかどうかということをお聞きしたいと思います。基本的には保育所あるいは認定こども園にうちの子を入りたいというときに、当然保育認定を受けに役所に行くわけですが、その時に色々支援を受けられる、例えばパートで働いていて２号認定で保育所とっていても、あなたは午前中パートだから幼稚園でも十分カバーできますよとか、色々アドバイスをさせていただくことがとても大事だと思いますので、保育認定申請先とこの利用支援の受付窓口は一緒なのかということが１点です。合わせておまけで言うと、ケースワーカーが概ね対応されるということで、ケースワーカーという部分については何ら心配していませんが、新制度になりますので、十分この新制度の趣旨を理解していただいて、利用者支援にそういう方向で向かっていただくような研修等をしっかりやっていただきたいと、これは要望でございます。それから、幼稚園型の預かり保育、これ本当は国の資料をつけていただくといいと思うのですけれども、基本的に市立幼稚園というのは第３次区域から園児がこだわって入ってきているわけではないので、当然登園児がそのまま預かり保育というケースが多いので、仕組み上一応区分は第３次区域ということにしているのかもしれませんが、実態からいうとおそらく全く第３次区域には収まりきらないです。その辺は少し丁寧に解釈をお進めいただいた方がいいかなと思っています。それからもう１点が今の病児保育・病後児保育でございますが、うちの社員が今子どもがインフルエンザで、うちは珍しく１週間休みを出しているところでございますが、これはものすごいニーズですから当然しっかり応えることは必要だと思いますが、先ほどの議論と関わって、もう一方でワークライフバランスの議論が進んでいくことになりますので、病後児はともかくとして、病児保育についてはやはり、当然ニーズがあれば応えることを大前提としつつ、これは特にワークライフバランスの視点が非常に私は重要だと思っていますし、今国会で次世代法の延長見直しがおそらく通りますので、自治体の次世代法に基づく新しい行動計画が同じ２７年度のスタートになりますので、そちらとうまくバランスを取って

いただいて、単純なニーズだけに応えるということではなくて、さっきのお話と関わりますけれども、もう一方でやっぱり利用者の中には本当は休みたい人もいるかもしれない。そういう方はちゃんと企業が休みをくれて、子どもに寄り添って看病できるというような、要するに利用者の選択、思いをなるべく実現できる方向という視点を含んだ上でのニーズ、量の見込みという、いわゆる運用のうまい部分も含めてぜひお考えいただきたいという要望でございます。

○白澤保育課長

まず1点目の利用者支援の関係ですけれども、現在先ほど申し上げましたように、各区・支所の福祉事務所の方で保育所入所の受付と相談をしているのですけれども、引続き認定証の発行業務等の受付も合わせて区・支所で対応できるようにということと考えているところです。また、ケースワーカーの研修につきましても、今回の子ども子育て支援新制度についての情報については適宜研修等を行い、また実際制度開始に当たっては必要な研修等を実施して、質の確保には努めて行きたいという風に考えております。

○有澤担当課長

幼稚園の預かり保育の提供区域についてなのですが、基本的にこの対象とする園は、確かに通園として来る子どもさんについては、提供区域を外れて来ることは非常に多いと。ただ在園として対象とするということについては、その園で今完結されるということがあるので、どこかで区切るとするのであれば、第3次区域でその園で考えていくというのは、基本的にはそれしかないのかなというのが考え方としてあります。このまま全市で広く分けてしまいますと、どこの部分で分けをしていいかわからないので。そこは在園児を対象とするということで、その在園児がいるその区域の幼稚園という考え方でさせていただきます。

○澤井企画・民営保育園担当課長

病児保育でございます。御意見のとおり、市民の方のニーズにはきちっと応えていく必要があるかとは思っておりますが、休みたくても休めない方もおられると。小さなお子さんが病気ということについて、社会がどういう風に支援していくかということのバランスを取りながら、市民ニーズには応えていくべきかと考えております。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。今出てきた議題の中で、こちらとしてもお伝えしたいことがありますので、ちょっと発言させていただくのですけれども、2010年度に京都府が京都ジョブパークマザーズジョブカフェでママさんコンシェルジュ事業というのをうちの法人とやりまして、このときに横浜から視察が来られまして、横浜の保育コンシェルジュ事業が始まったということで、私たちママさんコンシェルジュとしてはうちが先にモデルになったのじゃないかなというような自負はしているのですが、私がつも思いますのは、今おっしゃった病児保育もセンターも見ましたけれども、厚生労働省の方の事業でずっと色々な先進的の事業とか色々こちらで冊子作りをしている中で、これ

からそういう皆さんに情報提供をしていただく場合に、かなり細かくワークライフバランスのことも含めた情報提供をしていただかないといけないということをやっぱりお知らせしたいのですよ。この間行きました大阪市のケースでは、それこそ兵庫県、京都市からも預けておられました。千円だけ余分に払えば、普通2千円が、他都市でも後千円さえ払えば、受けてくださっていたのですね。ですから、色々な状況の、本当に幅広い情報をとにかく集めて集めて、子育て経験のある人がきちんとそういう情報を提供しない限り何の意味もないです。本当にこれだけでは全く役に立たないので、ものすごくそこを私の方としてはやはり生の生きた情報をきちっと提供いただかないと。看護休暇もなかなか使えないし、御存じない方多いのですね。病児に行く前に看護休暇があるのにも関わらず、色々な意味で有給であり無休であり色々な企業がある。色々な情報をきつと持っていたかかないとこのままでは難しいのではないかなと思ひまして、発言させていただきました。

○藤本委員

基本的で申し訳ないのですが、このいわゆる提供区域というのは既存の幼稚園、保育園というのは、前のいわゆる施設型給付を受ける新たなものが対象になるということになるのですか。従来のもう既に認可されている保育園、幼稚園というのはこの話の外にあるという理解でいいのですか。1点、その点を教えていただきたいのと、それからもう1点、先ほどお話ししたように、やはり私立幼稚園としてはやはり今後、今の話とはちよつと違うかもしれませんが、従来の幼稚園の預かり保育を充実させていく必要があると思ひますが、そこで例えば資料2-2の利用者支援に関する事業のところ、たまたま今参考で挙がっているのには、全く我々私立幼稚園の取組みというのは何も事例として挙がっていません。実際問題、例えばうちは右京区ですが、右京区の福祉事務所で私立幼稚園に関する情報を何か貰えるかと言うと、残念ながらほとんど蚊帳の外。聞いてみると、いやうちは基本的に行政の中ではここは福祉的な情報しか流せないです、という風におっしゃるのですけれども、やはり今後子育て支援という部分については、やはり行政の方もぜひとも積極的に連動していただきたいなというのは、色々縦割りの行政の部分もあるでしょうけれども、やはりこの現場の市民の窓口の部分ではぜひその辺も実現させていただきたいなと思ひています。

○白澤保育課長

今御質問にもございました、前回提供区域について御審議いただいた件なのですけれども、前回はおっしゃっていただいているとおり施設型給付と地域型保育給付に係る提供区域の設定について御承認いただいたということで、前回ただし書きで御説明しておりましたとおり、時間外保育ですとか一時預かり事業の提供区域についてはこの2回目でも御審議いただく予定ですということでお話ししておりましたので、本日提案させていただいたところでは。

○有澤担当課長

幼稚園における預かり保育の新制度の中での国としての取扱いについてなのですけれど

も、施設型給付を受けない幼稚園の場合については、一時預かり事業を受託することもできますし、それから私学助成との選択もできると、そういう形になっております。なので、その中でこの提供区域の説明についても、受託の範囲内であれば影響してくるという風になっております。

○藤本委員

ということは私立幼稚園としても従来の私学助成という形で残って、預かり保育を一時預かりというところで手を上げたとしたら、実際にはいわゆる第3次区域に限定されてしまうということになるのですか。

○有澤担当課長

私学助成の預かりを従前通りやるということであれば、こちらの提供区域には限定されずに運営ができるかと、そういうことです。

○藤本委員

ただし、私学助成の従来の預かり保育じゃなくて、一時預かり事業的なところに私立幼稚園として今後入っていくとしたら、その辺りはこのいわゆる提供区域の第3次区域に限定されるということになるのか、あるいはそれは利用者の選択権が優先されるのか。

○有澤担当課長

そうですね、選択としてサービスの利用は限定されません。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。今の点、一時預かりの点とか、事業計画のところにも少し関わってくるかなと思うのですが、今京都市では認定こども園がないのでイメージが皆さん沸かないでいるかと思うのです。前日も新規参入で認定こども園になっているというように誤解されているということもあったので、いや実はそうではないということも含めて少しだけお話をさせてください。今回の制度は私たち認定こども園協会としても誰のための制度なのかということを考えています。それは間違いなく子ども子育てのためであって、施設であったりとか、私たちのためではなく、子ども子育てのために、私たち施設、行政などが協力しながら、または現在のお母様たち、子どもたちのためにそのニーズに応じていったり、または困っていることを解決していくような施設になっていくものだと思います。次の議案にも出てくる幼保連携型認定こども園の機能という部分があるかと思うのですが、なぜ認定こども園をそのように動かしていこうかとしているのは、認定こども園というのはある意味私たちは機能の強化、従来の保育所、幼稚園、そこからもう一歩進んでいったところに、今の時代に合ったものが可能になっている施設だと思っています。それは1号認定、2号認定、3号認定、先ほど0歳のお話もありましたけれども、幼稚園の学校教育として培った部分を生かしながら0歳からの保育もできていく。そしてその親の働き方、パートタイムであろうと、途中で就労しよう、フルタイムであろうと、どのように親が変化をしようとも同じ施設で子どもの生活を保障していけるような施設、それが認定こども園です。認定こども園は学校教育法の施設であり、児童福祉法

の施設になりますから、もちろん一時保育もできますし、幼稚園型の一時預かりを使う子もいる。2号認定でいる子もいる。3号認定の短時間の子も長時間の子もいる。どんな子であっても預かるのが今の認定こども園です。その辺から考えていきますと、子育て支援のところの利用者支援のところの認定こども園の子育て支援機能とありますし、私の園で例えて申し訳ないのですけれども、私の園は幼稚園から認定こども園になっています。子育て支援拠点事業も、今回の議論には入っていませんけれども、やっております。拠点事業の中でも、1日3時間40分、在園児の親も地域の親も0歳から2歳の子が毎日のように来ています。そこで生活していてまた一時預かりに預ける子もいる。そこから一時預かりでは足りなくなってフルタイムになって保育所に入っていく子もいる。また親が下の子が産まれたので辞めても一時預かりとして同じ生活を子どもたちがして、なおかつ辞めても3歳になったら幼稚園籍として預かることができる。そういうのが実は認定こども園です。それなので、現行の方で、これだけすばらしい私立幼稚園さん、私立保育園さん、公立の保育園、そして京都市ならではの昼間里親の制度があるところの部分で、今京都市の子ども子育て、子どもたち、また子育ての家庭が何を困っているのか、それを施設がもしかしたら考えなければいけないのかもしれないし、従来のままやっていくところもいいと思いますし、ただできたら認定こども園というのは、私どもはやっているのだから分かりますけれども、すばらしい制度だと思いますので、事業計画の中でそのように対応できる施設があるということも、委員の皆様にご存知いただけたら嬉しいなと思います。そして今利用者支援にしても、一時預かりにしても、この地域子育て支援事業もできますので、どちらの機能もありますので、そういった機能を持つ施設も日本にもあると、それを京都市に1つでも増やして行って、今の京都市の子ども子育てがより良く発展していければいいかなと私は思っています。

○安藤部会長

ありがとうございます。審議1の事項の計画における量の見込み、あるいは2番目の今やっておりますところの量の見込みについては関連もありますので、次回のところで継続審議とさせていただきたいと思っております。まだまだ御意見が出てくると思っておりますので。この2の議題につきましては、もう1つの議題である提供区域についてということも含んでおりますが、提供区域については事務局案でよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

御異議ないということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは先ほども言いましたけれども、計画とそれから2番目の議題であります量の見込みについては、次回の第3回において一定の結論に至ることを目指すものとして、継続審議としたいと思います。まだまだ御意見があるかと思っておりますので、そういう風にさせていただきたいと思っております。

それでは次の議題に移らせていただきます。3番目ですが、「施設・事業の認可基準等に

ついて」，事務局より説明をお願いいたします。

4 施設・事業の認可基準等について

事務局（白澤 保育課長，澤井 企画・民営保育園担当課長）から，資料3を用いて，施設・事業の認可基準等について説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。今，施設・事業の認可基準等について説明をしていただいたのですが，何か御質問ございますでしょうか。

○吉田委員

確認でございます。この資料3の9ページで現行と新制度後ということで，左右対照にされてございます。この中で認定こども園について，今まで都道府県が条例で認定基準を作っていたわけですが，今回幼保連携型については大都市特例で政令市，中核市は独自に条例対応することになりましたが，規制改革の流れの中で，他の類型についても政令市で対応することが可能だということになりまして，横浜市といくつかの政令市は幼稚園型，保育所型，地方裁量型も市が条例対応で認定基準を作ってやる，要するに認定こども園はどの類型であれ市でやるという自治体が政令市の中でいくつか今出てきているようでございますが，これを見る限り京都市の場合は，幼保連携型は市で条例対応でやるけれども，他の類型は今までどおり京都府の方で認定をやっていただくという風になったと理解していいわけでしょうか。

○荒木制度改革担当課長

現状のところ，法令上現行幼保連携型のみですので京都市ではまずはこのように考えております。今後の検討，議論次第では検討していくかもしれませんが，今のところはこの条例提案が年度明けに予定しておりますので，それに向けて幼保連携型の基準を検討していく考えでおります。

○井上委員

保育園連盟の井上でございます。この幼保連携型認定こども園に移行するに当たりまして，幼稚園さんにしても，保育園にしても，移行特例が今回色々設定があるということでしたが，例えば色々な必要最低基準があるという中で，国のところでも出ていましたが，現行の保育園，あるいは幼稚園さんの中でどれぐらいが何の問題も無しに移行できるか。多少なり例えば園庭が足りないとか，そういう先ほど出てきました保育室の問題もそうですが，例えば京都市内で229箇園あるけれども，極端なことを言えば229箇園全て移行特例で移れますと，宗教法人さんとか個人というのはちょっと難しいらしいですけども，そういうようなデータを持っておられると思うのですが，例えば我々保育園としても，細かいのではなくても良いので，229箇園のうち280箇園は問題無しで移れますという風なことがあるのでしょうか。そういうものが出せるなら今度の会議でお願いいたします。

○白澤保育課長

現在そういったデータは持ち合わせてはいないのですけれども、また26年度になりましたら事業者様に移行に当たっての移行確認ということをさせていただきますので、その中で一定把握できるのかなという風には考えているところです。

それと先ほど吉田委員の方から御質問ありました横浜市の件なのですけれども、それにつきましては、地方自治法に基づく委任ということで都道府県から市長に権限が下りているものという風に理解させていただいたらよろしかったですね。

○吉田委員

はい、そうです。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。ちょっと素朴な疑問なのですけれども、認定こども園というのは、私も知ったときに、非常に母親にとっては良い制度だなと思っただ覚えがあるのですけれども、この幼稚園、保育園、認定こども園という3種類でずっと行きたいのか、全部がある意味認定こども園に移行するのか、その辺がこの議論で決まるのか、それとも京都市が独自で決めるのか、その辺りがはっきり分からない。色々話し合っても確かに全部に良さがあるって、お母さんも色々違うので、認定こども園に移行するのが本当にできていくのかどうか、その辺の大きな指針みたいなものがあれば聞かせていただきたいです。

○白澤保育課長

国の方では当然認定こども園への移行とかも検討はされているのだとは思いますがけれども、現在認定こども園以外に保育園、幼稚園ともに類型として残っておりますので、それについては各事業者様の意向も含めて出てくるのかなと考えています。ですから、全てを移行させるといったものは今のところまだ何も持ち合わせておりません。ただ将来的に国の意向も含めて、冒頭にもお話しましたように各事業者様とも連携しつつ考えていく必要があるかと思っております。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。移行するに当たって既存の施設は幼稚園であれ、保育園であれ、ハードルをクリアできる部分とできない部分というのがもちろんあって、そこには色々受け皿を作らなければいけないとか、ニーズに応えなければいけないという部分もあるのでしようけれども、でもやっぱり大事なことは子どもたちが質の高い環境で、安心、安全の中で保育を受ける、そういうところに保護者の人も任せられると。そのところがやはり一番大事だと思うのです。そういう意味では、以前、現行の認定こども園がそもそも議論されたときも、基準についてはより高い基準を採用していくということが国の中でも一定のルールだという風に記憶していますし、その国が特例を認め始めたらなし崩しになると思います。もちろん特例というのはやはりどこかでは必要なのかもしれません、その特例が錦の御旗みたいに、これは特例で保障されているということになれば、質の担保といい

ますか、本当に何も保障できないということになると思うのですよね。例えば資料3別紙の9ページの運動場のところで、特例で、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認めるというのがあって、①から④を見ると、非常に主観的で、これを園長なり設置者がきちんと何か言えば通ってしまうようになりかねないと思うのですよね。安全な移動手段を確保していますよと。ちゃんと安全に利用できるのですよと。非常にこれは主観的で、そんなのを言い出したらどこでも、うちはここでやっている。常に使えるのですと。これが氷山の一角でそれが潰れちゃうと色々なところに返ってきてしまう。これは一例ですけれども、運動場というのは。ただ以前にも、どこかのこれは無認可だったのかな、保育所で、他の都道府県で、園庭が狭いので、日常的に車で遊びに行かざるを得ないというところで、夏に降りていないのを誰も気付かずに車の中で寝ていて熱中症で亡くなってしまったということがありました。そういうことも含めたら、本来は園の中でというのが誰が考えたって望ましいわけで、この辺りを、国の基準通りの特例を認めるかどうかということとは非常にやはり慎重に議論していかないといけないのじゃないかなと感じます。

○柿沼委員

認定こども園の話なので、認定こども園協会の柿沼と申します。本当に今藤本先生がおっしゃられたとおりだと思うのです。認定こども園が増えれば、例えば保育の質が上がる、なんてことはないと思います。認定こども園というのは先ほどちょっとお話ししたように、機能だと思うのです。なので、その機能が本当に子ども子育てのために、その事業者さんが機能を果たしていくかどうかということに認定こども園がかかっている、認定こども園だからといって、認定こども園は、施設単独ではなくて、行政との協働もそうですし、または全体的な、例えば療育支援をやっているところとのパートナーシップであったり、そういう風にネットワークを作っていくのが認定こども園だと私たちは思っていますので、施設だけを作って、両方の機能を持てば、それで保育の質が担保されるなんてはありません。ただし、それが現行法の施設よりもより発展的になっていって、他の部分と協働していく可能性が高いということは、実践者の立場からするとそれは事実だと思いますので、これから事業計画策定に入っていくときに、認定こども園をもし増やすのであれば、その認定こども園がどのような機能を持って、市の方でどのようにバックアップしていくか、そして地域の幼稚園、保育園、認定こども園がどのように一緒に協働しながらこの市の子ども子育てを守っていくかということにかかると思いますので、それも並行して議論していただきたいと思います。

○升光委員

3つの今日審議事項があって、継続審議ということだと思うのですけれども、例えば量の見込みのところはたくさん意見が出ましたけれども、府を通して国に京都市が量の見込みを提出しなければいけないと思うのですけれども、どのような形でそれが提出されていくのか、次回に継続審議するに当たって、どういうものを提出していくのかということを知りたいということと、それから先ほど26年度になってから、施設の方に意向調査をし

ていくというときに、例えば量の見込みがあるところ示されて、どのような器づくりというようなことが始まってくるときに、量の見込みがどういう形で示されていていたり、使われていくのかということを知りたいということと、それから、先ほど1番目の審議のところで、この部会の中で委員の役割というのはどういうことなのか。量の見込みはデータで示されて、例えばこれは有効性があるものだと言われたときに、数字を疑うわけではないのですけれども、量の見込みがこれで結構ですということなのか、それとも色々なアイデアを出してあったり、確かめをしてあったりするのかな、ここですべきことが何なのかということが非常に難しいなと思っています。今後のスケジュールの3番目のところに関して、意見聴取と書いてありましたので、参考意見を出していくということがこの委員の役割なのか。それともこういう課題が出てきた、こういう状況が見えてきた、それに対して、どういう風にその問題を進めていくのか、またはアイデアを出していくのか。そういうことを審議していくことなのか。それには、今回は量の見込みというのを出さなければいけないというのがあって、それも本当に次に繋がるポイントだと思うのです。48時間から120時間とありましたけれども、ずいぶん差がある中で保育の量の見込みという形に一括出すとしたら、あまりにも抽象的だなという気がしますし、これから私たちが委員として意見を出していくに当たって、今日私は控えて色々な話をお聞きしようと思っていたのですけれども、次に継続審議するに当たって、その辺の事柄を前もっていただけたらと思います。

○白澤保育課長

まず1点目なのですが、国への報告についてなのですが、その提出方法についてはまだ詳細が示されておられません。ただ今言われておりますのは、全市の認定児童数ということで、1号、2号、3号の児童数についての報告をするということで予定をされております。また、事業ごとに単位は異なりますけれども、それを前提に報告していくことになるのかなということで考えております。

また、ここの場のお話なのですが、確かに量の見込みに関しては、非常に各委員さんにとってなかなか御議論いただきにくい事項なのかなというようにこちらも感じております。確かにニーズ調査結果を基に推計しておりますので、やはりそれを大前提に考えていかなければいけないとは考えておりますけれども、ただその中で今回本市の方から補正させていただいたということで、年度途中の児童数を見込んだりということで提案させていただいておりますので、また何か特にこの項目を見込まなければいけないのではないかと、そういった御意見はいただけたらどうかなと思っています。ただニーズ調査結果は信用できないとか、そういうことになりますとなかなか議論が進みませんので、何か上乘せて御議論いただけるようなものがあれば、御意見いただけたらどうかという風には思っています。また先ほど藤本委員の方からもありましたように、認可基準等について、この項目についてはやっぱり必要であるとか、そういった御意見は当然お聞きすべきだと思っていますので、そういった御意見をいただいた上でまた本市の方で改めて考えてい

くというようなことも必要かと思っております。ですからこの場を軽視しているつもりは全くございませんので、ただ量の見込みについては御議論いただきにくい事項かなというところでありますけれども、ただ認可基準等、各事業者の皆様のお詳しい部分がございますので、そういった意見は拝聴したいなと考えております。

○天野委員

皆様方の御意見を聞かせていただいて、量的な拡充とそれから保育の質の担保と、両方の2つの動きがあつて、それとともに保育者の数が足りなくなるというのが、今でももう本当に大変な状況があると思うのですけれども、長期的に戦略を立ててしっかり保育者を確保しなければいけないと思うのですね。保育士の数だけで言いますと、保育士資格がある者は全国で100万人を数年前に突破して、今105万人ぐらいでしょうか。そして今保育現場で働いている保育者は30万人ちょっとです。ですから、70万人以上の潜在保育者、保育士がいるということで、そういった方たちの再就職、特に保育士や幼稚園教諭というのは他の職種よりも勤続年数が少ない、また出産結婚退職の率が高い、それとともに給料が低いということがございます。ですので、長く続けられる保育者、そしてまた再就職がしやすい環境整備等々、保育者の確保、そしてまた保育者がステップアップしながら、資格も少しどのようなあり方が良いのかということも国としても協議しなければいけないところですが、とにかくステップアップする仕組みが必要と思われる保育者の専門性のアップのためのそういったことを自治体単位でも考えていく必要があるのではないかなと思います。

それから冒頭に保育園、幼稚園の違いというようなお話がありましたけれども、保育所保育指針と幼稚園教育要領の策定に携わった者としてお伝えしたいのですけれども、保育所における教育の内容、保育指針における教育の内容と幼稚園教育要領の内容、要するに就学前の乳幼児期のうちに身につける、あるいは子どもたちが就学前に経験し、身につける心情意欲態度の教育の5領域、これの3つずつの狙いは全く同じです。文言全て同じです。ですので、幼稚園であっても、保育園であっても、就学前に子どもたちが身につける教育の5領域における心情意欲態度、こういったことも狙いは全く同じですから、そういった意味では、保育園であっても、幼稚園であっても、法律的な意味で、指針と教育要領の中では同じなわけですね。だからこそ認定こども園の中で保育内容の一致というのを見ることができると思うのです。もちろん0歳児からいることや、保育時間が長いことにおいては違いがあつて、その側面も重視されますけれども、する保育の内容については同じだということをやはりもう一度確認していただけたらと思っております。

○安藤部会長

ありがとうございました。先生は保育指針の策定に関わっておられたので、貴重な発言がありました。いよいよ時間も迫って参りました。ただこのように議論も白熱しておりますので、この部会は本会まで後1回実施する予定ですが、場合によってはもう1回増やすことも必要かもしれません。その点、事務局いかがでしょうか。

○白澤保育課長

本当に本日は色々御議論いただきまして、ありがとうございます。前回にも増して、各委員の皆様から発言をいただいたところです。それを踏まえまして、次回御審議いただく内容や委員の皆様の御都合もお聞きした上で、必要であれば検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○安藤部会長

本日は積極的な御意見も多くございました。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

○廣瀬施設整備担当課長

安藤部会長，どうもありがとうございました。また，委員の皆様におかれましては，本日はお忙しい中にお集まりいただきまして，長時間に渡り熱心な御議論いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

以上で，第2回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。